

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第一条第三項第五号の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する第二类医薬品の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百九十七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第一条第三項第五号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第一条第三項第五号の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する第二类医薬品（平成二十一年厚生労働省告示第二百十号）の一部を次の表のように改正し、令和五年十一月一日から適用する。

令和五年十月三十一日

厚生労働大臣 武見 敬三

(傍線部分は改正部分)

改正後	無機薬品及び有機薬品 一～三十八 (略) 三十九 フルチカゾンプロピオン酸エステル 四十～五十五 (略)
改正前	無機薬品及び有機薬品 一～三十八 (略) (新設) 三十九～五十四 (略)